

府中市建設工事等指名競争入札参加者選定要綱

平成 11 年 6 月 7 日 制 定

平成 14 年 11 月 1 日 一部改正

平成 21 年 10 月 1 日 一部改正

平成 23 年 4 月 1 日 一部改正

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、府中市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）の選定及び指名競争入札に参加させる者（以下「入札参加者」という。）の指名に関し必要な事項を定め、契約事務を適切に行うことを目的とする。

(入札参加資格者の選定)

第 2 条 入札参加資格者の選定は、府中市に入札参加資格審査申請書を提出した者について、府中市建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）で審査し、決定するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、審査会に諮問し、随時審査を行うことができるものとする。

2 前項の資格審査申請について必要な事項は別に定める。

3 建設工事等の種類ごとの格付区分は別表 1 のとおりとする。

4 建設工事等の種類ごとの格付基準及び格付別標準発注金額（以下「発注標準」という。）は別に定める。

(入札参加者の指名)

第 3 条 入札参加者の指名は、審査会において、前条により選定した入札参加資格者の中から建設工事等の適正な施工を確保するための施工能力を重視し、公正かつ厳正に行うものとする。

2 入札参加者の指名は、建設工事等の種類ごとに定めた発注標準に基づいて行うものとする。

3 入札参加者の指名は、前 2 項に定めるもののほか、次に掲げる事項を総合的に判断して行うものとする。

(1) 不誠実な行為の有無

(2) 経営状況

(3) 工事成績

(4) 地理的条件

- (5) 手持工事の状況
- (6) 工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理及び労働福祉の状況
- (8) 同種の工事の経験及び技術者の状況
- (9) 工事に係る設計業務の受託者との関係性

(入札参加者の数)

第4条 指名する入札参加者の数の基準は、別表2のとおりとする。

(入札参加者の指名の特例)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、当該建設工事等の施工に必要な入札参加者の指名をすることができる。

- (1) 緊急に施工する必要がある建設工事等を発注しようとするとき。
- (2) 建設工事等が継続事業のとき、又は他の施工している建設工事等と施工箇所が近接しているとき若しくは密接な関連があるとき。
- (3) 発注標準に対応した格付欄に掲げる資格を有する者の数が第4条に規定する基準に満たないとき。
- (4) 特別な技術を要する工事を発注するとき。
- (5) 地域保全型工事を発注するとき。
- (6) 地域保全実績型工事を発注するとき。
- (7) その他特別の事情があると市長が認めたとき。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

別表 1 業種別格付区分（第 2 条関係）

1 建設工事

建設工事の種類	格付区分
土木一式工事	A、B、C
建築一式工事	なし
電 気 工 事	なし
舗 装 工 事	A、B
水道施設工事	なし
その他の工事	なし

2 測量及び建設コンサルタント等業務

委託業務の種類	格付区分
測量・土木関係建設コンサルタント	A、B
建築関係コンサルタント	A、B
その他の業務	なし

別表2 指名する入札参加者数の基準（第4条関係）

1 建設工事

請負対象設計金額	指名する入札参加者数
500万円未満	5人以上
500万円以上5,000万円未満	7人以上
5,000万円以上1億5,000万円未満	10人以上
1億5,000万円以上	12人以上

2 測量及び建設コンサルタント等業務

〔測量・土木関係建設コンサルタント〕

請負対象設計金額	指名する入札参加者数
200万円未満	5人以上
200万円以上1,000万円未満	7人以上
1,000万円以上	10人以上

〔建築関係建設コンサルタント〕

請負対象設計金額	指名する入札参加者数
500万円未満	5人以上
500万円以上1,000万円未満	7人以上
1,000万円以上	10人以上